

登録規則細則

登録規則細則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 15 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2022 年 6 月 30 日 達 第 15 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

(1) 次の(a)から(i)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。

((a)から(g)は省略)

(h) 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が、海洋汚染防止のための構造及び設備規則8編3.34において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合（Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船にあつては、二酸化炭素放出抑制指標規制値がより厳しい場合に限る。）の要求値を満足する船舶）：「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：*EEDI-pX*，ただし，*X*は採用したフェーズを示す。）

((i)は省略)

((2)は省略)

附 則

1. この達は、2022 年 11 月 1 日から施行する。